

令和
三 年
五 條 市 議 会 第 三 回 九 月 定 例 会 会 議 録 (第 二 号)

令和三年九月八日(水曜日)

議 事 日 程 (第 一 号)

令和三年九月八日 午前十時開議

第 一 総 合 体 育 館 及 び 公 園 緑 地 課 等 の 事 務 ・ 事 業 並 び に 入 札 及 び 随 意 契 約 の 締 結 に 関 する 調 査 に つ い て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
山	福	岩	窪	吉	平	養	伊
口	塚	本		田	岡	田	谷
耕		佳		清	全	賢	
司	実	孝	秀	正	司	康	司

欠席議員

説明のための出席者

市長	太田好紀	十番	吉田雅範
副市長	堀内達哉	十一番	藤田美恵子
教育長	堀内伸起	十二番	大谷龍雄
理事・総務部長(財政事務・新庁舎移転対策事務担当)事務取扱	南則行	四番	牧野雅一
市長公室長	井上昭		
総務部長	松本成		
危機管理監	石田茂人		
すこやか市民部長	田中久美		
あんしん福祉部長	名迫雅浩		
産業環境部長	平己富長		
都市整備部長	上田井朗		
教育部長	中本賢二		
大塔支所長	吉川佳秀		
水道局長	東純司		

事務局職員出席者

会計管理者 小 比 登 美
秘書課長 笹 谷 森 豊
企画政策課長 西 本 久 雄
財政課長 戸 野 哲

事務局長 平 田 耕 一
事務局次長 馬 場 雅 樹
事務局次長補佐 辰 巳 大 輔
事務局係長 打 集 和 美
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影並びに録音を許可しております。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 日程第一、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査の件を議題といたします。本件につきましては、先の令和二年第二回六月定例会におきまして、地方自治法第百条第一項及び第九十八条第一項の権限を総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会に委任し、調査をしていただいておりますので、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会委員長の報告を求めます。

この際、申し上げます。

総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会委員長の報告の際は、長時間に関わるためマスクをつけたまま報告をいただきますが、マスクを外す場合もあります。

総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会平岡清司委員長。

〔総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員長 平岡清司登壇〕

○総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員長（平岡清司） 議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査を行うため令和二年第二回六月定例会において設置され、地方自治法第百条第一項及び第九十八条第一項の権限が委任された。調査期間は調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととした。

設置当初の委員には、山口耕司議員、福塚 実議員、吉田 正議員、養田全康議員、伊谷賢司議員、そして私、平岡清司の六名が選任され、令和二年六月十八日本会議終了後に開催された本委員会において、委員長に山口耕司委員、副委員長に私、平岡清司がそれぞれ互選された。

その後、令和二年十二月十七日の議長選挙により、山口耕司委員が議長に選出されたため、十二月十八日委員を辞任し、本会議において新

たに大谷龍雄議員が委員として選任され、不在となった委員長に私、平岡清司が、同様に不在となった副委員長に、養田全康委員がそれぞれ互選された。

以下、本委員会の経過及び調査の概要を報告します。

なお、調査報告書については、議会より市長に提出します。

初めに、本委員会を委員のみで開催し、調査項目の確認について、調査の方法について等の協議を行った。

調査の手順としては、調査が広範囲に及ぶことから課単位で理事者から書類の提出を求め、書類検査から始めることとした。

まず、当初の調査する課は、教育総務課・学校教育課・生涯学習課・危機管理課・児童福祉課・公園緑地課であったが、企画政策課・管財課を追加し書類検査を行った。

その結果、調査期間等を考慮して、危機管理課・公園緑地課・生涯学習課を対象とした地方自治法第百条第一項で調査を開始した。

また、個人情報も多く取り扱うことから、個人情報や理事者から提出される書類の取扱いについては特別な配慮を行うよう取決めをした。

次に、本日までの書類検査、調査の経過及び結果を報告します。

初めに、委員会調査の経緯について報告します。

令和二年七月十七日の協議会から、令和三年八月二十七日の協議会まで、計十八回、約三十三時間並びに令和二年六月十八日の委員会から令和三年九月六日の委員会まで、計二十九回、約四十三時間。合計七十六時間を費やした。理事者の出席を要求した書類検査及び関係機関に書類の提出を求めた調査並びに五日間にわたり十二名の証人喚問を行い、報道関係者に対してのみ傍聴の許可をすることとした。

次に、調査の結果について報告します。

理事者から提出された公文書・資料により八課、企画政策課・管財課・危機管理課・児童福祉課・公園緑地課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課を地方自治法第九十八条第一項に基づき書類検査を行い、疑義がある部分についてはさらに詳しく内容の聞き取り検査を行った。

次に、調査の結果について、項目に分けて報告します。

第一 五條市上野公園総合体育館備品入札について報告します。

初めに、事実経過について

(一) 談合に至る経緯

一．事件の性質について

当委員会は、平成二十八年度から平成二十九年度にかけて実施された五條市上野公園総合体育館備品入札（以下「本件」という。）において談合が実施されるに至る経緯を調査したところ、本件で談合が実施される以前から、五條市の複数の入札において、牧野証人が関与した談合が繰り返されてきた可能性のあることが判明した。

このことから、本件における談合は決して偶発的に発生した一回限りの事件ではなく、五條市の入札において牧野証人の関与のもと、複数回繰り返されてきた談合事件の一部をなすものと疑われるので、本件に先行する入札から時系列に沿って報告する。

二．平成二十年代前半頃の消防備品入札についての紙谷証人の供述の要旨

平成二十年代前半頃、紙谷証人は牧野証人からの依頼で、消防備品の業種で指名業者として登録した。ただし、紙谷証人は当時消防備品とは無関係な業務を行っており、そもそも落札できる可能性がなく、紙谷証人が牧野証人を落札させるためだけの「当て馬」であることや、入札で参加業者が話し合いをして入札価格を決定して入札することが「談合」として違法行為であることは理解していた。

紙谷証人は、三回程度牧野証人の指示した金額で入札したことがあった。

これは、牧野証人がまだ五條市議会議員に当選する以前の出来事であった。

なお、牧野証人は上記経過については記憶にないと供述している。

三．消防団貸与消防被服入札についての駒井証人の供述の要旨

平成二十五年十一月頃、駒井証人は、牧野証人から「市議会議員選挙に出るから、消防団の消防被服の入札に参加できなくなるので、駒井さん代わりにやってもらえないか」と言われて消防団貸与消防被服の入札に参加するようになった。

しかし、駒井証人は消防被服を取り扱った経験がなく、原価もわからないので、牧野証人に五條市から届いた入札書をそのまま渡し、牧野証人から渡されたプリントに記載された価格で入札していた。ただし、牧野証人から渡されたプリントは警察に提出しており、現時点では所持していない。

そして、駒井証人は五條市からの見積依頼を受けたこともない。

また、駒井証人は今井証人に入札に参加するよう依頼はしていないが、牧野証人から指示されて、今井証人に入札すべき金額を記載したプ

リントを渡したこともあった。

駒井証人としては、自分の他今井証人、オフィス中原A証人とあと一者くらいが牧野証人と友人であったことにより牧野証人から指示を受けた金額で入札しているものと考えていた。

駒井証人は二、三回程度入札を経験した時点で、牧野証人が指示した金額で必ず落札できたことから、これが談合であることがわかった。不落となった場合でも、牧野証人から一万円ずつ下げて入札するよう指示があり、最終的には駒井証人が随意契約をすることができた。

また、駒井証人は平成二十五年から令和元年度までの消防団貸与被服の入札では牧野証人の指示を受けて入札し、契約して五條市に納入すべき商品は牧野証人の妻が代表者を務めていたマキノ商事から購入した。

ただし、途中から駒井証人は牧野証人から「オフィス中原から請求書が届く」旨伝えられるようになり、現に請求書はマキノ商事からではなく、オフィス中原の名で送られて来るようになった。

消防被服の具体的な納入方法としては、駒井証人が牧野証人に伝えてサンプルを取り寄せて採寸を行い、採寸票を牧野証人に渡すと、メーカーから商品が駒井証人に届くという流れであった。

駒井証人は、牧野証人から指示を受けた金額で入札することが談合であることはわかっていたが、五條市に消防団貸与被服を納入することが誇らしいことであると考えていたので、入札を続けていた。

なお、牧野証人は、これらの経過についてはおおむね記憶がないか否定し、または刑事訴追のおそれがあることを理由に供述を拒否した。

四、五條市消防本部備品入札についての中沼証人の供述の要旨

平成二十四年春頃、株式会社カギオカ（以下「カギオカ」という。）の営業部長であった中沼証人は、橋本市に所在する宏榮商事株式会社（以下「宏榮商事」という。）に呼び出された。中沼証人は宏榮商事の榮林社長との面識はなく、当時まだ市議会議員ではなかった牧野証人と引き合わされた。中沼証人は、牧野証人から「自分は市長とも親しく、五條市に顔がきくので、一緒に五條市消防本部備品入札で組まないか。カギオカと一緒にやらないのなら他の業者と組み、カギオカを排除する。」との申し入れを受けた。

また、中沼証人は、当初は通常の入札であると考えていたが、平成二十五年夏頃には牧野証人が談合を行おうとしていたことを知った。

中沼証人は牧野証人と「供給証明書」（物品の製造業者または卸売業者が入札者に確実に物品を納入できることを証明するもの）の提出を入札の要件とすることで、入札に参加する業者を事前に把握し、製造業者または卸売業者の発行する見積書の金額の高低を操作することで落

札者をあらかじめ決定できるよう計画した。

平成二十五年十二月頃、牧野証人は当時の五條市消防本部堤総務課長（以下「堤課長」という。）に働きかけて供給証明書の提出を入札参加の条件とさせ、その席上で落札する業者は四件の入札のうち二件を牧野証人が選定した株式会社コーエイと、二件を中沼証人が選定した五條オフィス家具組合（以下「家具組合」という。）とすることが定められた。牧野証人は「ややこしい業者は外せ。」と堤課長に指示を出し、実際に当該業者は入札から除外されている。

また、中沼証人が牧野証人に「一口でもいいのでお願いします。」と依頼したことから家具組合が入札に参加できるようになり、二件落札できたことから、家具組合が落札できたことに対して合計約六百万円を謝礼としてカギオカから牧野証人に渡した。

なお、謝礼を渡す方法としては、マキノ商事とカギオカとの間で架空の取引を作出し、その代金の支払いを装って行われた。

また、株式会社コーエイが落札したことについても、牧野証人が三百万円程度の謝礼を受領したと捜査中に警察官から聞いた。

なお、牧野証人は、これらの経過についてはおおむね記憶がないか否定し、または刑事訴追のおそれがあることを理由に供述を拒否した。

五. 五條市上野公園総合体育館床板工事についての中沼証人・小西証人・片山証人の供述の要旨

中沼証人は、牧野証人から、五條市上野公園総合体育館（以下「体育館」という。）の建設工事のうちカギオカが取り扱える工事の種類は何かとの質問を受け、過去に実績のある床板工事である旨回答した。

すると、中沼証人は牧野証人から「地元の業者が設計を落札したが、実際にはそこは設計をしないのでこっちへ行け。」と、実際に体育館の設計を行う東京の設計事務所を教えてもらい、そこにカギオカと取引のある三洋工業株式会社（以下「三洋工業」という。）という床材製造業者の商品を採用してもらうよう指示を受けて営業に行った。なお、中沼証人は、牧野証人に「三洋工業の床材が採用されれば一千万円程度の利益が見込める。」旨の試算を伝えた。

また、中沼証人は牧野証人から「商品の説明に行け。」と言われて三洋工業の担当者連れて小西証人のところに説明に行った。

しかし、設計段階では一旦、三洋工業の床材を使用することとなったが、その後当時公園緑地課長であった小西証人の判断で、過去に小学校の体育館の床材に採用された実績のあった別の製造業者製の床材を使用することに変更された。

牧野証人は、中沼証人に「また三洋工業に戻させることができる。」との話をしており、牧野証人は片山証人に対しても「体育館の床材の発注先を三洋工業に変更させることで一千万円以上の小遣い稼ぎができる。自分たちで折半しよう。」などと話していた。

実際に片山証人も市長や小西証人に対して三洋工業製の床材を採用するよう働きかけており、牧野証人も小西証人に「床材は三洋工業の製品を使うように。柔道の専門家である片山証人の言うとおりにした方がいい。」との働きかけがあった。

また、その結果、体育館の床材は三洋工業製に変更され、納入を担ったカギオカは約百万円の利益を得て、牧野証人はカギオカから九百万円を超える報酬を受け取った。具体的にはカギオカからマキノ商事への架空の工事代金の支払いを装い、工事の出来高に応じて支払ったようにして二回に分け、一回目は四百六十八万七千二百円の手形で、二回目は四百六十九万八千円の小切手で支払った。

ただし、牧野証人は片山証人に対しては「働きかけをするのが遅すぎて報酬を受け取れなかった。」などと話し、報酬を分配しなかった。

なお、体育館の建設工事中には、定期的に牧野証人から小西証人に対して「勝手な変更してないやろうな。そんなん開示請求したら分かるんやぞ。」と脅しのように感じられる電話があった。

なお、牧野証人はこれらの経過についてはおおむね否定するか記憶にない、または刑事訴追のおそれがあるとして供述を拒否した。

(二) 本件における談合の実行に至る経緯について片山証人の供述の要旨

平成二十七年夏頃、片山証人は牧野証人から、「体育館の備品では柔道畳やバスケットゴール等が購入されるが、それらの入札で小遣い稼ぎをしよう。」と持ち掛けられた。牧野証人は、「小遣い稼ぎ」の具体的な方法としては、「製造業者と問屋の間に業者をかませ、そこからお金を引く張る。」旨の説明をした。

また、牧野証人は、片山証人に対して「入札担当の公園緑地課に異動することがよい。教育長に片山証人の異動を働きかけた。」と話していた。片山証人は、平成二十八年一月頃に人事面接で公園緑地課への異動を希望し、平成二十八年四月から公園緑地課課長補佐兼総合体育館係長となった。

なお、牧野証人は本件における談合及び金銭の授受についてはおおむね否定するか記憶にないと供述し、または刑事訴追のおそれがある等の理由で供述を拒否しており、他の証人等の供述とは一致しない。

平成二十八年度について

一、柔道畳・運搬車（以下「柔道畳等」という。）の入札に関する片山証人・日本被服工業株式会社B（以下「日本被服工業B」という。）証人・小西証人の供述の要旨

片山証人は、融通が利く製造業者として日本被服工業株式会社（以下「日本被服工業」という。）に勤務する旧知の日本被服工業B証人に

協力を求めることとし、平成二十七年夏頃に体育館の備品として柔道畳等を日本被服工業から購入したい旨を伝えた。同年十月頃から五條市内の飲食店で片山証人と日本被服工業B証人は柔道畳の入札に関する打合せを頻繁に行うようになる。日本被服工業は、国際規格の柔道畳（小売り定価五万円）を二万円で卸売りできれば、八千円の利益が得られる見込みであった。

同年十一月頃、日本被服工業B証人は片山証人から牧野証人を紹介され、このころから牧野証人とも打合せをするようになった。

次に、平成二十八年二月頃に、片山証人は日本被服工業B証人に対し、日本被服工業と卸業者である株式会社高柳喜一商店（以下「高柳喜一商店」という。）との間に、片山証人が指定する業者が流通経路に入れるよう求めて日本被服工業B証人の了承を得た。

なお、後日当該業者は片山証人と牧野証人が相談の上、片山証人の知人でエコシード株式会社C氏（以下「エコシードC氏」という。）が関与するエコシード株式会社（以下「エコシード」という。）と決まった。なお、流通経路にエコシードを介在させた意味は、牧野証人と片山証人が利益をより多く取得するためである。

片山証人は、当時公園緑地課長であった小西証人に柔道畳等の入札を早めるよう進言し、平成二十八年八月十二日に入札が実施されることとなった。予定価格を定める際には相見積りを取らず日本被服工業一者のみからの見積りで行われ、後に市議会の追及を受けてから適正であったかのように装うためミズノから見積りを取得した。

片山証人は、牧野証人から同等品による入札を妨げる方法として入札対象品の仕様書に事実上特定の商品しか有し得ない特徴を記載することを指示され、日本被服工業B証人より日本被服工業の商品しか有し得ない特徴を教えてもらい、小西証人の承諾を得て当該特徴を仕様書に記載した。

実際に、日本被服工業以外の商品について同等品であることの認定を得ようとした入札参加希望者が存在したが、小西証人は当該商品が仕様書の記載と異なることを理由に同等品であることの認定を拒否している。

次に、平成二十八年五月頃、日本被服工業B証人は小西証人の求めに応じて柔道畳等の見積書を小西証人に送付した。小西証人は日本被服工業B証人に予定価格の設定方法を尋ね、見積り額に〇・八を乗じる方法で予定価格を設定した。

同年七月、小西証人は柔道畳等、卓球用品等、木製家具等、バスケットゴール等の四件の入札について市長の決裁を受けに行ったところ、市長から指名業者のうち紙谷工業がスポーツ用品を取り扱う業者ではなく納入に不安がある旨の指摘を受け、そのときは決裁を得ることができなかつた。

小西証人から決裁を受けることができなかった理由を聞いた片山証人が牧野証人に相談したところ、牧野証人から供給証明書の提出を入札の要件とすることを提案された。牧野証人は、片山証人に対し「供給証明書の提出を入札の要件とすることで談合に参加しない業者の入札への参加を阻止できる効果もある。」旨の説明をした。

また、小西証人にも牧野証人から供給証明書の提出を入札の要件とする提案があり、牧野証人から依頼を受けた中沼証人が小西証人に供給証明書について説明に来た。

小西証人は供給証明書の提出を入札の要件とし、片山証人が市長にその旨報告して入札の決裁を得た。

次に、平成二十八年七月頃、片山証人の柔道関係の先輩にあたるG証人が片山証人を訪問し、本件について今井証人をよろしく頼む、との趣旨のあいさつに来た。

その後、牧野証人から卓球用品等、木製家具等、バスケットボール等の入札については落札者を事前に決めているものの、柔道畳等については落札者を決めていない旨を聞いた片山証人は、柔道畳等の落札者を今井証人とすることを提案し、牧野証人の了解を得た。片山証人は、G証人にその旨を伝えた。

平成二十八年八月頃G証人は今井証人が経営する扇屋を訪れ、片山証人に頼んで今井証人が柔道畳の落札することに決まったこと、しかし、柔道畳以外では落札はできないが指示される金額で入札してほしいことを話した。

次に、平成二十八年八月五日、五條市内の事務所に片山証人、牧野証人、日本被服工業B証人、高柳喜一商店の高柳喜一商店D氏（以下「高柳喜一商店D氏」という。）、エコシードのエコシードC氏の五人が集まり、柔道畳等の流通にかかる利益分配について話し合いをした。

その後、牧野証人から片山証人に、見積りと供給指示書を作り、オフィス中原A証人、紙谷証人、今井証人に送付するよう指示があった。

平成二十八年八月十二日に柔道畳等の入札が実施され、今井証人は牧野証人からG証人を通じて入札額の通知を受け、その額で入札して落札した。

今井証人は、柔道畳の納品の際に牧野証人を見かけたため挨拶に行くと、牧野証人から「こっち来るな。誰が見てるかわからん。行け。」と避けられた。

次に、柔道畳等の談合により得られた報酬は六百七十九万円であり、七十万円をエコシードC氏、五十万円を日本被服工業B証人、約二百五十万円を牧野証人、三百七十八万二千六百五十七円を片山証人が取得した。

二、バスケットゴールの入札に関する小西証人・中沼証人・紙谷証人・株式会社都村製作所E氏の供述の要旨

平成二十六年末頃、株式会社都村製作所（以下「都村製作所」という。）の営業担当者である株式会社都村製作所E氏（以下「都村製作所E氏」という。）は、中沼証人から「体育館の案件は議員が絡んでいる。お力になりましょうか。」との誘いを受けた。

平成二十七年十一月頃、小西証人は、牧野証人から「バスケットゴールの見積りは、都村製作所の代理店であるカギオカから見積りを取ってもらいたい。」旨の指示を受け、流通経路にカギオカを卸業者として参入させるよう要求された。また、他のスポーツ用品についてもバスケットゴールと同様にカギオカを卸業者とするよう要求された。

小西証人は、牧野証人がカギオカを入札で有利に取り扱って不正な利益を得ることに気づいたが、議会での質疑応答等から牧野証人との対立を避けたかったことや強い苦手意識を抱いていたことから、牧野証人の指示に従ってカギオカから予算要求に用いるための見積書を取得した。

次に、平成二十八年六月頃、小西証人は牧野証人から「カギオカから見積りを取り、他の業者を入れないように。予定価格は中沼に聞いて決めて。」との指示を受け、中沼証人にバスケットゴールの見積書を提出するよう依頼した。小西証人は、牧野証人からカギオカを卸売業者とする要求を受けている中で教者から見積りを取得して予定価格を定めることを面倒に思い、予定価格は中沼証人の言うとおりの見積額の八割と設定した。

また、同じ頃牧野証人は小西証人に、入札の仕様書に都村製作所の製品しか有しない特徴を入れるよう指示し、その指示を受けて小西証人は中沼証人及び都村製作所の担当者である都村製作所E氏と相談して、制限すれば不正が発覚してしまうかもしれないと思ったが、都村製作所の製品しか有しない特徴を含む仕様書を作成した。

都村製作所E氏は、中沼証人から指定された業者に対してのみ供給証明書を発行し、中沼証人の意に沿わない業者を入札から排除する旨の合意を事実上していた。

次に、平成二十八年八月十二日にバスケットゴールの入札が実施され、紙谷証人は牧野証人から指示を受けた金額で入札し落札した。

なお入札終了後、カギオカから牧野証人に支払う報酬の原資を捻出するため、バスケットゴールは新品ではなく、よりカギオカの仕入れ額が安くできる都村製作所の「在庫品」を購入することが検討され、牧野証人、紙谷証人、小西証人らが都村製作所本社まで在庫品の状態確認に訪れた。ただし、牧野証人はこれを否定している。

在庫品のバスケットボールは平成二十七年に製造され、米軍基地でのエキシビジョンマッチに使用されたことのある中古品であった。

当該商品の定価は消費税別八百二十万円と設定されていたが、都村製作所は一度使用されたことのある中古品であることを説明した上で定価から百万円値引きし、小西証人は在庫品を五條市に納入しても問題ない旨判断し、カギオカの仕入れ値が予定よりも低下したので牧野証人に報酬七十万円を支払うことができた。

三、木製家具の入札に関する中沼証人・飛驒産業株式会社F氏（以下「飛驒産業F氏」という。）・小笠原証人の供述の要旨

平成二十五年頃、五條市消防署の完成に伴う備品入札の際、入札を希望した小笠原証人がカギオカから商品を調達しようと考えて卸売りを申し込んだことがあったが、断られた。このとき小笠原証人はカギオカから「五條市では家具組合にしか卸さない。」と言われ、小笠原証人はカギオカと家具組合が癒着しており、他の業者とも談合していると思ったことがあった。

その後、小笠原証人は総合体育館の備品入札があることを知り、市内政務事務所牧野証人に総合体育館の入札に参加したい旨を話したところ、牧野証人から「幾らか取れるようにしましょうか。」との申し出を受け、後日カギオカから見積書が届くと伝えられた。

次に、平成二十八年二月頃、中沼証人は牧野証人からカギオカが木製家具の入札に卸業者として関与するよう勧誘を受け、承諾した。

中沼証人はその頃飛驒産業株式会社（以下「飛驒産業」という。）の担当者である飛驒産業F氏を勧誘して承諾を受け、牧野証人に飛驒産業が製造業者となることを報告した。牧野証人は中沼証人に対し、仕様書で事実上製造業者を飛驒産業に限定するよう小西証人に連絡する旨回答した。

次に、平成二十八年六月頃、小西証人は牧野証人から、カギオカに見積りをさせること、他の業者を入れないこと、木製家具の資料を中沼証人に渡すこと、木製家具の入札でカギオカを卸業者として関与させることを求められ、牧野証人と対立したくないとの思いから要求に応じた。小西証人は、中沼証人にも牧野証人から木製家具についてもカギオカを参加させる話を聞いていることを伝えた。

平成二十八年六月から七月にかけて、小西証人は中沼証人から聞いた価格を予定価格として決定した。なお、当初の予定価格では牧野証人に対する談合の報酬を捻出することができなかったため、中沼証人は牧野証人に対し、小西証人に予定価格を引き上げるよう働きかけることを依頼し、予定価格を増額させた。

また、その頃中沼証人は牧野証人と抽象的であった仕様書の内容について打ち合わせ、牧野証人から「もっと縛れる条件はないか。」と相談を受け、仕様書に飛驒産業の特徴を記載して製造業者が事実上飛驒産業以外に該当しないようにするよう提案し、牧野証人に対して小西

証人に仕様書の内容を変更させるように求め承諾を得た。

そこで、中沼証人は飛驒産業F氏から飛驒産業の特徴を聞き、小西証人に伝えて、製造業者が事実上飛驒産業以外に該当するものがないようにした。

飛驒産業F氏は、中沼証人から供給証明書の発行依頼を受けたが、指定された複数の業者に発行することに違和感を覚え、談合が行われていることもあり得ると感じた。

次に、平成二十八年八月十二日に木製家具の入札が実施され、牧野証人の指示した金額で入札した株式会社ワースリビングが落札した。

飛驒産業F氏は、通常の入札とは異なり価格交渉もなく見積りどおりの金額で決定し、仕様書にも飛驒産業F氏の要求どおりの条件が記載され、落札者もカギオカからの依頼で供給証明書を発行したワースリビングとなっており、他の公共施設での入札案件とは進行のスムーズさが異なると感じた。

次に、落札後、ワースリビングにはカギオカから再度百五万円値引きされた見積書が送付されてきて、当該値引き額がワースリビングの利益となった。

なお、この談合でカギオカが得た利益は百十一万九千円、牧野証人が得た報酬は七十九万一千円であった。飛驒産業F氏は、通常の入札であれば卸売業者には五から八パーセント程度の利益しかないことが通例であるのに対し、本件ではカギオカの利益が三〇パーセント程度あることに驚いた。

四．卓球用品の入札に関するオフィス中原A証人・エコシードC氏の供述の要旨

平成二十八年六月または七月頃、エコシードC氏は片山証人から本件に関し流通経路に何らかの会社を関与させて利益を中抜きしようと勧誘され、当該会社を手配するよう依頼された。このとき、片山証人は、これは牧野証人の提案によるものである旨話しており、中抜きした利益は牧野証人、片山証人、エコシードC氏の三人で分配することを話していた。

エコシードC氏は、片山証人の要請に応じて自身の関与する「エコシード」なる会社を利用することにした。なお、エコシードC氏は片山証人から、卓球用品等の入札でエコシードC氏が得られる利益は三十万円から四十万円程度である旨を聞いていた。

次に、平成二十八年六月または七月頃、オフィス中原A証人は牧野証人から本件があるので準備するよう言われた。同年八月に入ってオフィス中原A証人は牧野証人から「柔道畳等、卓球用品等、木製家具等、バスケットゴール等の四件の入札のうちいずれかをオフィス中原A証

人が落札できるようにする。入札に必要な書類等はこちらで準備する。」と伝えられた。オフィス中原A証人は、牧野証人の申し出が談合に該当することはなかったが、承諾した。

同月四日頃、オフィス中原A証人の手元に柔道畳等、卓球用品等、木製家具等、バスケットボール等の入札通知書が届き、オフィス中原A証人は牧野証人から指示された金額で入札しその結果、卓球用品はオフィス中原A証人が落札した。

卓球用品入札で談合をした報酬は二百三十八万円であったが、このうち五十四万円ずつを片山証人と牧野証人が取得し、三十万円をエコシードC氏が取得し、残額百万円は牧野証人が立て替えていた前払い金の返済に充てた。

五. フロアシートの入札に関する紙谷証人・片山証人の供述の要旨

五條市では平成二十八年度と平成二十九年度の二回に分けてフロアシートの入札を執行することになっており、平成二十八年九月十三日に実施されたフロアシート入札において、紙谷証人は牧野証人から指示された金額で入札し、落札した。なお、紙谷証人は牧野証人以外から入札金額の指示を受けたことはない。

この入札においてもあらかじめ都村製作所が製造し、カギオカが卸売業者と定められており、片山証人と牧野証人はカギオカから七十八万八千四百円の報酬を受け取って等分した。具体的な授受の方法としては、牧野証人と片山証人が準備した「片山安心堂」との通常の取引による代金の支払いを装い、カギオカと「片山安心堂」との間で注文書と請求書を取り交わし、カギオカから「片山安心堂」名義の預金口座に振り込む方法を取った。

六. 演台の入札に関する中沼証人・片山証人の供述の要旨

平成二十八年九月二十日に実施された演台の入札においてもカギオカが卸売業者として定められた。ただしこの入札における談合の具体的な態様は不明である。

落札金額は税込み七百五十六万円であり、落札者から卸売業者であるカギオカに六百四万七千三百三十六円が支払われ、カギオカから製造業者に対して三百六万七千二百円が支払われた。

片山証人と牧野証人はカギオカから報酬として百万七千二百八円を受け取って等分した。

七. バレーボール等の入札に関するオフィス中原A証人の供述の要旨

平成二十八年九月上旬頃、牧野証人からオフィス中原A証人にバレーボール等入札について見積書が届くので入札に参加するよう連絡があ

り、その後、見積書や供給証明書等の準備は牧野証人が手配した。

平成二十八年九月二十日に実施されたバレーボール等入札について、オフィス中原A証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。

この入札においてもあらかじめ都村製作所が製造し、カギオカが卸売業者と定められており、片山証人と牧野証人はカギオカから七十六万四千二百八円の報酬を受け取って等分した。

八．柔道備品の入札に関する紙谷証人の供述の要旨

平成二十八年十二月十五日に実施された柔道備品入札において、紙谷証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。ただし、この入札における報酬の有無は不明である。

九．バドミントン・キッズルーム用品・事務用書庫の入札に関する中沼証人・片山証人の供述の要旨

平成二十九年一月十九日に実施されたバドミントン等入札・平成二十九年二月十七日に実施されたキッズルーム用品入札・平成二十九年二月二十日に実施された事務用書庫入札においても、あらかじめカギオカが卸売業者と定められており、片山証人と牧野証人はカギオカから合計百三十九万四千九百二十八円の報酬を受け取って等分した。

十．スポーツトラクターの入札に関する片山証人・日本被服工業B証人・坂口証人・紙谷証人の供述の要旨

平成二十八年十一月十四日に、片山証人から牧野証人にトラクター販売業者が公園緑地課へ同月二十二日に来ることが伝えられた。当日は片山証人、小西証人、紙谷証人の三名で販売業者と会った。

片山証人は、落札者を紙谷証人とすることをあらかじめ牧野証人から聞いており、卸売業者は日本被服工業B証人の紹介で坂口証人が代表を務める株式会社オフィスS A Z A（以下「S A Z A」という。）と定められた。

なお、紙谷証人と坂口証人とは、それまで面識も取引した経験もなかった。

平成二十九年三月四日に牧野証人から日本被服工業B証人にスポーツトラクター等の入札物品一覧の画像が送信されており、同月十五日に実施されたスポーツトラクター入札において、紙谷証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。

ただし、この入札における報酬の有無及び支払先は不明である。

平成二十九年について

一．フロアシート等の入札に関する片山証人・日本被服工業B証人・オフィス中原A証人の供述の要旨

平成二十九年三月頃、牧野証人は片山証人に「平成二十九年年度のフロアシートは平成二十八年年度と異なり、日本被服工業に製造させてカギオカではなくエコシードに卸売りさせられないか。そうすればより多く儲けられる。」と持ち掛けた。

片山証人も賛成し、日本被服工業B証人に日本被服工業でフロアシートを製造するよう依頼して了解を得た。片山証人が牧野証人にその旨伝えると、牧野証人は「大分抜けそうですね。」と、多額の利益が得られることを喜んだ。

また、片山証人は小西証人に前年度購入した製造元と異なる製造元からフロアシートを購入することが可能か確認したところ、小西証人は色や品質を同じにすることや、前年度と異なる製造元の製品とする理由があることを条件として可能である旨回答した。

次に、平成二十九年三月から四月頃、日本被服工業B証人に牧野証人から連絡があり、フロアシートの販売金額を前年度より安く設定するよう依頼された。日本被服工業B証人は片山証人と牧野証人が得る不正な利益を増やすためであろうと考えた。

平成二十九年四月上旬頃、牧野証人と片山証人と日本被服工業B証人は、上野公園総合体育館でフロアシートのサンプルで色や質感の異同を確認し、相談の上、仕様書の内容に日本被服工業製のフロアシートの特徴を記載し、事実上日本被服工業製以外の商品では仕様を満たさないようにした。

なお、平成二十九年・三十年度物品役務登録業者の体育・スポーツ用品の指名業者一覧では九業者が登録していたが、うち四業者については片山証人と牧野証人が協議し、談合に依るか不明であるし仮に依じたとしても事後的に裏切つて密告する可能性があるとの理由で排除することとした。指名業者から排除する理由としては「過去に納入実績がない」との理由で排除し、市長の決裁を得た。

次に、平成二十九年四月二十九日に、オフィス中原A証人は牧野証人から入札額の指示を受け、片山証人が勤務先のパソコンで作成し五條東中学校の柔道場監督室で牧野証人同席のもとエコシードC氏に押印させ届けられた供給証明書を提出して、その金額で入札して落札した。

この取引によりエコシードは三百二十四万一千八十円の利益を得て、エコシードC氏が三十万円、日本被服工業B証人が五十万円を取得し、残額を牧野証人と片山証人が七十万円ずつ等分した。具体的な授受方法としては、片山証人が牧野証人の取得分を五條市役所一階にあった喫煙所に持参し、現金が入った封筒を手渡した。牧野証人は、その現金をショルダーバッグに入れて持ち帰った。

二．バスケットゴールの入札に関する中沼証人・株式会社都村製作所E氏（以下「都村製作所E氏」という。）・小笠原証人・片山証人の供述の要旨

平成二十八年九月頃、中沼証人は牧野証人に対し、「来期のバスケットゴールもカギオカでお願いします。」と参入の意向を示した。これに対して牧野証人も「わかっています。同じ製品に統一したいので平成二十九年度のバスケットゴールもお願いします。」と、カギオカが卸売業者となることを了承した。

平成二十八年十一月頃、中沼証人は牧野証人から公園緑地課に、平成二十九年度の総合体育館の備品入札に関する見積書提出の依頼を受けた。

平成二十九年四月下旬頃、中沼証人は牧野証人からバスケットゴールの入札関係書類を入手し、都村製作所E氏に対して談合に参加する業者に対する供給証明書の発行を依頼した。

なお、各人の入札額は牧野証人が指示することになっていた。

小笠原証人は牧野証人から指示された金額で入札し、落札した。

カギオカから報酬として約二十七万円が支払われ、牧野証人と片山証人が等分した。

三．柔道畳・運搬車の入札に関する今井証人・G証人・日本被服工業B証人・片山証人・エコシードC氏の供述の要旨

平成二十九年六月一日に柔道畳等の入札が実施され、今井証人は牧野証人からG証人を通じて入札額の通知を受け、その額で入札して落札した。

談合により得た利益は三百二十万円であり、これを日本被服工業B証人に五十万円、残りを牧野証人と片山証人が等分した。

四．卓球用品の入札に関する紙谷証人・片山証人の供述の要旨

平成二十九年六月九日に卓球用品の入札が実施され、紙谷証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。

談合により得た利益は百三十二万円であり、うち十万円をエコシードC氏が、残額を牧野証人と片山証人が等分した。

五．折り畳み式ハンドボール・フットサルゴールの入札に関するオフィス中原A証人・片山証人の供述の要旨

平成二十九年八月三日に折り畳み式ハンドボール兼フットサルゴールの入札が実施され、オフィス中原A証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。

談合により片山証人と牧野証人が得た利益は七万八千四百八十八円である。

六．防護壁及び避難用マット兼シートの入札に関する紙谷証人・日本被服工業B証人・片山証人の供述の要旨

防護用マットは片山証人から日本被服工業B証人が製造を依頼され、日本被服工業で開発した。そして、片山証人指導のもとで入札の仕様書で当該商品しか該当しないような特徴を記載して、入札できる商品を事実上当該商品のみに限定した。平成二十九年八月八日に防護壁及び避難用マット兼シートの入札が実施され、紙谷証人は牧野証人から指示された金額で入札して落札した。流通経路は日本被服工業から片山証人が実質的に支配する「スポーツショップ土井」を経由させ、落札業者を経て五條市に納品された。

談合により得た利益は二百九十三万三千七百六十六円であり、日本被服工業B証人が五十万円を、牧野証人が百十五万円を、片山証人が百二十八万三千七百六十六円をそれぞれ取得した。

次に、本件において談合が行われたことによる損害額について、報告します。

本件において談合が行われたことによる損害額については、奈良県警察において試算がなされているので引用し報告する。初めに、平成二十八年度執行の入札における、本来公正な入札が行われた場合の差額は、

(ア) 平成二十八年八月十二日開札の木製家具

落札金額との差額 百九十万七千七百七十二円 (税込)

(イ) 八月十二日開札のバスケットゴール

落札金額との差額 二百六万二千二百六十円 (税込)

(ウ) 八月十二日開札の柔道畳・台車

落札金額との差額 六百六十七万九百四十四円 (税込)

(エ) 八月十二日開札の卓球用品

落札金額との差額 二百三十三万二千三百七十九円 (税込)

(オ) 九月十三日開札のフロアシート等

落札金額との差額 百三十七万千九百九十五円 (税込)

(カ) 九月二十日開札のバレーボール等

落札金額との差額 百十四万六千四百三十三円 (税込)

(キ) 九月二十日開札の演台等

- (ク) 落札金額との差額 二百九十九万六千八百九十二円 (税込)
十二月十五日開札の柔道備品
 - (ク) 落札金額との差額 マイナス七万五千三百三十七円 (税込)
平成二十九年一月十九日開札のバドミントン
 - (ケ) 落札金額との差額 六十八万三千六百五十三円 (税込)
二月十七日開札のキッズルーム用品
 - (コ) 落札金額との差額 百三十六万三千五百四十八円 (税込)
二月二十日開札の事務用書庫等
 - (サ) 落札金額との差額 百三十五万四千六百四十四円 (税込)
三月十五日開札のスポーツトラクター
 - (シ) 落札金額との差額 百三十六万六千九百五十六円 (税込)
となり、不正な入札金額の合計と本来公正な入札が行われた場合の入札金額の差額は、二千三百十八万六千七十九円 (税込) となる。
- 次に、平成二十九年執行の入札における、本来公正な入札が行われた場合の差額は、
- (ア) 平成二十九年五月二日開札のフロアシート等
落札金額との差額 二百九十三万六千五百二十円 (税込)
 - (イ) 五月十一日開札のバスケットゴール
落札金額との差額 百十五万三千九百八十円 (税込)
 - (ウ) 六月一日開札の柔道畳・畳運搬車
落札金額との差額 二百八十六万六千七百五十二円 (税込)
 - (エ) 六月九日開札の卓球用品
落札金額との差額 二十二万七千三百五十八円 (税込)
 - (オ) 八月三日開札の折り畳み式ハンドボール兼フットサルゴール

落札金額との差額 十九万七千八百六十九円（税込）

(カ) 八月八日開札の防護壁及び避難用マット兼用シート

落札金額との差額 二百八十一万八千七十一円（税込）

となり、不正な入札金額の合計と本来公正な入札が行われた場合の入札金額の差額は、一千二十万五千五百円（税込）となり、平成二十八年・二十九年度の合計金額は、三千三百三十八万六千六百二十九円（税込）となる。

第二 平成三十年シダースーパーカップについて報告します。

(一) 第一回シダースーパーカップ柔道大会宿泊補助金

平成三十年十二月十四日に、本市よりシダースーパーカップ参加者に対する宿泊補助金として十一万二千元が五條市柔道協会に対して支出されている。しかし、現実には大会参加者の宿泊費は全額が大会実行委員会からの支出で賄われており、各参加者が宿泊費を負担した事実はない。

五條市から五條市柔道協会宛に振り込まれた宿泊補助金を引き出した片山証人によると、大会終了時に参加者の監督や指導者に対して慰労の趣旨で参加した生徒一名当たり一千元の割合で交付したとの供述が得られたが、その供述内容が事実であることの客観的な裏付けを得るには至らなかった。

また、仮に片山証人の供述内容が事実であるとしても、五條市が支出した目的とは異なる用途であり、許容されないと云わざるを得ない。

五條市の補助金の事前の支出の審査及び事後の使用方法の確認のいずれにおいても、申請内容と事実関係が合致するかについて客観的な裏付けを求めておらず、審査態様は不十分であったと言わざるを得ない。

(二) 第一回シダースーパーカップ柔道大会懇親会費

平成三十年九月十五日に懇親会が開催されたが、会場であったリバーサイドホテルへの照会結果によると、懇親会に準備したオードブルや飲料の費用を受領した記録がないとのことであった。

しかし、懇親会参加者への聞き取りによると一名当たり五千円の参加費を徴収されたとのことであり、片山証人の供述では「懇親会参加者の選定を実行委員会より一任され、懇親会費は集めた人と集めていない人がおり、来賓からは懇親会費は徴収していない。リバーサイドホテルの予約は三十九名だったがこれよりも多い参加者がおり、徴収した参加費は懇親会費または大会運営費に費消した。」とのことである。

リバーサイドホテルの当時の担当者は既に退職しており、片山証人の供述といずれが正確であるか事実関係が不明な部分はあるが、片山証人の供述を前提としても使途が不明確で検証できる資料も残されておらず、懇親会費は自己負担した参加者もいるものの、公費が支出される大会運営の在り方として不適切であり、今後再考を要する。

(三) 第一回シダースーパーカップ柔道大会協力者謝金

大会運営に協力した中高生を含むボランティアに対して、大会実行委員会から一定の基準で算出した謝金が支払われている。当委員会は実行委員会に対して領収書の提出を求めたところ写しの提出があったが、個人々人に対して渡すのではなく指導者に一括して渡された例もあり、現実に各ボランティアに渡っているのか不明で不適切な処理があったと考える。

(四) 畳敷き込み料

五條市は、日本被服工業製の柔道畳を平成二十八年九月三十日に三百九十二枚、平成二十九年十月三十日に百六十八枚購入した。当該畳の敷き込み料については以下のとおりである。

平成二十九年から平成三十年二月二十五日まで五回にわたって使用されているが、日本被服工業の無償サービスでその間の敷き込み料は発生していない。日本被服工業B証人の供述によると、柔道畳敷き込みの作業のときには、中学生や高校生、社会人も来て手伝っていたとのことである。このことは、担当課の職員や課長らも見えており、ただ日本被服工業B証人もいつまでも無償サービスはできないので、五條市職員らにも敷き込みの指導を行ったとのことである。

柔道畳の敷き込み委託料が発生する一回目は、平成三十年六月九日から十日にかけて三百九十二枚使用した際であり、委託料は二十一万六千円をスポーツショップ土井に支払っている。

二回目は平成三十年九月十五日から同年九月十七日にかけて「第一回シダースーパーカップ」において六百二十四枚使用した際であり、実行委員会より設営業務委託料としてスポーツショップ土井に三十五万円が支払われているが、同大会に五條市からも委託料三十二万四千円が支払われており、同一の柔道畳の敷き込みに対して二重の支払いとなっている。

三回目は平成三十年十二月二十三日に五百六十枚使用した際であり、委託料は三十二万四千円が五條市からスポーツショップ土井に支払われている。

四回目は平成三十一年三月三日に四百五十枚使用した際であり、委託料は三十二万四千円が五條市からスポーツショップ土井に支払われて

いる。

以上を合計すると、スポーツショップ土井に対して五條市から百十八万八千円が、第一回シダースーパーカップ実行委員会より三十五万円が支払われている。

ところが、令和二年十月二十二日第五回当委員会において、当時の理事者側から「スポーツショップ土井は、経営実態のないペーパーカンパニーであって、実際に退職した元職員（片山証人）が本件を采配していたことが奈良県警察の情報提供によって判明したので、令和二年六月十五日に五條市として被害届を提出した。同年七月二十九日付で元職員の代理人から、畳設営委託業務に関し、欺罔行為を用いて実行委員会に損害を与えたので弁償したいと本人が申し出ているとの連絡があった。」との答弁があった。

このように、シダースーパーカップ柔道大会におけるスポーツショップ土井に対する畳設営委託業務費は、二重支払いである上に実態のない事業者に対するものであり、本来市が支払う必要のない敷き込み料であることが奈良県警察からの情報提供により判明したので、令和二年七月七日付で三十八万二千九百四十二円が実行委員会に、令和二年八月十四日付で五條市がスポーツショップ土井に柔道畳敷き込み料として支払った百一十一万八千円に延滞損害金を付した百二十八万六千三百九十円がそれぞれ返済された。

結果的には柔道畳敷き込み料に関する五條市の損害は回復されたものの、奈良県警察からの情報提供があるまで発覚しなかったことは、五條市の契約管理体制に問題がある。

また、大会を開催するに当たって不足していた柔道畳六十四枚は、当初理事者の答弁ではリースとの回答であったが、実際には片山証人が購入し五條東中学校に所有者不明のまま保管されていたことは問題がある。

このことは、施設管理体制に問題が生じていたと言わざるを得ない。

理事者には、同様の事態が再発することのないよう、検査体制の充実化を行うことを提言する。

第三 今後の課題について、報告します。

(一) 本件以外に調査を要する事案

当委員会では、時間的な制限から十分な調査を尽くすことができなかつたため、今後さらに調査を要する事案として第一の(一)に記載した四件、すなわち平成二十年代前半頃の消防備品入札、消防団貸与消防被服入札、五條市消防本部備品入札、体育館床板工事の他、次のことを指摘しておく。

一・平成二十八年救命ボート等の入札

オフィス中原A証人と牧野証人との間のメールのやり取りにおいて、平成二十八年十二月六日に実施された救命ボート及び附属品の入札について、オフィス中原A証人が牧野証人に入札額の指示を求め、牧野証人がオフィス中原A証人に入札金額を指示し、オフィス中原A証人が牧野証人に落札できたことのお札を伝えるやり取りが存在する。

詳細については不明であるが、オフィス中原A証人と牧野証人が本件において談合を行っていたことからすれば、当該入札においても本件と同様の方法により談合が行われていた可能性が高く事実関係の調査を要する。

二・奈良県広域消防組合五條消防署西吉野救急出張所備品納入

当委員会で実施した証人喚問において、中沼証人から本件の後にカギオカが物品を納入し、それに関して牧野証人にリベートを渡したことがあった旨の供述があった。

詳細については不明であるが、中沼証人にとって不利な供述であり信用性が高いものであるから、事実関係の調査を要する。

(二) 再発防止

当委員会の調査結果から考えられる本件を可能ならしめた要因と、再発防止のため検討を要する事項について当委員会としての提言を行う。ただし、再発防止のためには具体的な制度の創設や改革までを要するが、当委員会において具体的な制度設計をすることはその任務を超えるので、今後理事者において専門的な検討機関を設置して集中的に検討を進められることを期待する。

一・市議会議員から市職員に対する圧力の防止

本件における談合の基本的な構造は、①入札仕様書に特定の物品しか有しない特徴を入れることで事実上該当する商品を特定して調達元を限定する、②供給証明書の提出を入札の参加条件とし、談合に参加する業者以外には供給証明書を発行せず入札への参加を阻止する、または③談合参加業者以外の業者に対しては、談合に参加する業者よりも大幅に高額な見積書を発行することで入札に参加しても落札不可能な金額でしか入札できないようにする、④予定価格を納入までの流通経路に関与する者全員が利益を得られる金額に設定させる、というものである。そして、これらは入札を担当する市職員の関与がなければ実現不可能なものであるが、本件では小西証人の供述によると、牧野証人からの議会における追及を主とする圧力を避けたいために上記①ないし④の実現に協力してしまったとのことである。

市会議員が適正な行政の実現のため、行政を担当する市職員に対して働きかけをすること自体は否定されるものではないが、それが私的な

利益を追求する等の不当なものであつてはならないことは言うまでもない。

二. 入札における競争性の確保

本件における入札は指名競争入札であり、そもそも参加する業者が限定しやすかつたことが原因の一つとなっている。

市内業者の育成は入札制度において考慮すべき一つの観点ではあるが、あくまでも入札制度の目的である競争性が確保されていることが前提である。

そこで、入札可能な市内業者が競争性を十分確保できる数が存在する場合には、市内業者が優先的に入札に参加できる仕組みをつくることが許容されるとしても、十分競争性を確保できない数しかない場合は市外業者も含めて広く入札に参加できる仕組みとする、といった方向性で入札制度を再構築する必要がある。

現に、令和二年度から条件付き一般競争入札に変更された五條市消防団貸与消防被服の入札の場合、指名競争入札であつた令和元年度と比較すると、実に平均五一パーセントも減額となつている。

三. 予定価格設定の適正化

本件では予定価格の設定において入札参加予定者の供給元一者から見積りを取得し、しかも見積りに記載された金額の一定割合（八〇パーセント等）を自動的に予定価格とするといった方法が取られていた。

しかし、入札参加予定者の供給元から取得する見積りは、予定価格の設定を考慮した市場価格と乖離した高額なものとなる可能性が高い。

したがって、予定価格の設定に際しては、入札参加関係者から見積りを取ることを厳格に行い、複数者から見積りを取得して比較すること、他自治体の調達価格を調査すること、インターネットを利用して市価を調査することなど、客観的な適正価格を把握できる制度とする必要がある。

四. 談合の攪乱要因の増加

談合は入札参加者全員で協議が整つていることが成功する前提である。したがって、仮に談合が計画されたとしても、談合を攪乱する要因が多ければ談合は成功しない。

談合を攪乱する要因としては、例えば前述した競争性を確保する方策に加えて、指名競争入札とする場合でも指名業者名を公表しない、郵便入札によって入札者がわからないようにする等の方法を取るものが考えられる。

五. 事後的な談合発見方法の充実

本件は五條市において長期間に渡って行われてきた談合の一部であることが疑われるが、仮に事後的に談合を発見する施策が機能していれば早期に発見して是正させることができた。

したがって、例えば落札率を観察して一定率（例えば九〇パーセント以上等）を超える入札については入札の過程を調査する、入札通知書に対する質問の内容及び数を調査する、入札監視委員会を設置する等、事後的な談合発見方法を整備することが考えられる。

第四 おわりに、以下の四点について意見を述べ本委員会の最終報告とします。

一 本委員会の設置は、数名の議員による柔道畳の保管場所に対する疑問の確認から始まった。

平成三十年五條市議会第四回十二月定例会総務文教常任委員会と体育館に保管されていた柔道畳の購入の経緯及び経過について継続調査事項とされ、平成三十一年五條市議会第一回三月定例会の予算審査特別委員会、総括質問において、体育館における契約事務や備品購入事務について、発注事務や発注業者等に不明瞭な点が多く発見された。

そのため、同定例会において「総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議」が全会一致で可決され、市長の要求による地方自治法（以下「法」という。）第百九十九条第六項の規定による監査が平成三十一年四月十日から令和元年七月三十一日まで実施され、同年八月十八日に監査報告が行われた。

その後、令和元年第三回九月定例会において、法第九十八条第一項の権限が委任された調査特別委員会が設置され、合計七回、約二十時間にわたり理事者の出席を要求した検査を行った結果、不適切な事務処理や補助金の支出、適切でない入札の執行や業務委託があったことは判明したものの、法第九十八条第一項の権限では当事者より説明を受けることができず、事案の全体像の解明ができなかったため、さらに詳細な調査が必要であるとの報告書が令和二年第一回三月定例会で提出された。

令和二年四月には本件にかかる談合事件として現職の五條市議会議員や元五條市職員二名、そして納入業者等五名が逮捕されるに至り、令和二年第二回六月定例会において本委員会が設置され、本件談合を含む付議事件について調査を行い多くの証言を得た中で、以前の法第九十八条第一項による調査特別委員会等で市職員との答弁に乖離が発覚した。今後は、委員会等での答弁は、事実を包み隠さず明確に行っていたきたい。

二 本件談合事件について刑事事件も起訴され、有罪判決も確定していく中、当委員会は確定刑事事件記録の取り寄せ、記録の調査、関係

人の尋問を実施し、本件談合のみならずそれ以外の談合の存在をも疑わせる証拠を得ることができた。

当委員会の委員は、市民から信任された五條市議会議員として調査に務めたが、残念ながら任期との関係で調査にかけられる期間には制約があり、いまだ解明できていない部分が多く残されていることは否めない。未解明の部分は、改選後の議会においてさらに調査を進められ、全容を解明されることを期待する。

また、当委員会の調査により判明した部分だけでも、既に本報告書において指摘したとおり、五條市の入札制度その他の事務において多くの改善を要する点があり、理事者において具体的な再発防止策を集中的に検討し実行されることを求めるとともに、当時の市管理職員二名が逮捕され有罪判決が下されており、管理監督の責任は免れがたい。

三 本件における談合によって関係者が得た利益の源泉は五條市民の血税であり、五條市議会議員と元五條市職員が結託して行った本件談合は許すことができない不正行為である。

市として早期に損害の回復を、本報告書をもって実施していただきたい。

また、前段で述べたように五條東中学校柔道場監督室で学校関係者でもない者が安易に出入りし、談合の打合せが行われていたことは、許したい事案であり、管理を適切にされたい。

五條市議会として、現職の五條市議会議員が本件談合に関わったことを深く反省し、五條市民の皆様からお詫びを申し上げるとともに、今回の事件を教訓として、市政の監視機能をさらに強化し、議会としての責務を果たしていく覚悟である。

四 最後に学園前総合法律事務所馬場智巖弁護士においては、法的助言を始め、多くの御指導、御示唆をいただいた。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

また、本特別委員会の調査に御協力いただいた関係各位に感謝を申し上げます、御報告申し上げます。（議場に声あり）

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は調査の経過及び結果についてでありますので、御了承願います。

ただいまの総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査についての報告が終わりました。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす九日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十三分散会